

対象甘味資源作物生産者 要件審査申請の手引き

対象生産者の要件

A-1	② 特定農業法人・特定農業団体
-----	-----------------

上記に加え、次の項目も要件となります。

- 対象生産者がさとうきびを栽培している地域において、さとうきびの生産に関する中期的な見通し及びその実現に向けた計画が、対象生産者を構成員とする生産者団体等により策定されていること。
- 「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」により、自ら点検を行っていること

1. 要件審査申請を行うために必要な提出書類

○対象甘味資源作物生産者要件審査申請書兼補正届出書 (別紙様式第2号(A1))	1
○特定農用地利用規程認定書(参考2-1又は参考2-2)の写し	2
○特定農用地利用規程(参考3-1)の写し(特定農業法人用)	4
○特定農用地利用規程(参考3-2)の写し(特定農業団体用)	13
○構成員の一覧表(特定農業団体のみ必要)(参考4)	22

[事務手続きを委任する場合は、以下のいずれか一方の方法により委任状を提出]

○対象甘味資源作物生産者要件審査申請及び甘味資源作物交付金の交付申請に係る委任状	
○甘味資源作物交付金の交付申請に係る委任状 (参考様式第1-1号又は第1-2号)の写し	23

2. 保管することが必要となる書類

○環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート (別紙様式第1号)	25
--	----

参考 2-1

認定番号

特定農用地利用規程認定書（写し）

年 月 日

〇〇農用地利用改善団体 殿

市町村長名 (印)

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 1 項（農業経営基盤強化促進法第 23 条の 2 第 1 項）の規定により、令和 年 月 日に認定申請のあった農用地利用規程について適当であると認定します。

（記載注意）

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して 16-1 のように記載する。
- 2 変更後の認定番号について、当該特定農用地利用規程の変更回数と変更年度を上記 1 の認定番号の次に（（変） 1-17）のように記載する。
- 3 変更の場合にあっては、表題の次に（変更）と記載し、本文における適用部分以外の部分は削除する。

参考 2 - 2

特定農業法人又は特定農業団体証明書

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

下記の者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業法人又は特定農業団体であることを証明します。

令和 年 月 日

住 所

市町村長名

(印)

認定番号	認定日	法人・団体名
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	
— 号	年 月 日	

〇〇地区特定農用地利用規程(特定農業法人用)

* 本文の注意事項

- ① この特定農用地利用規程は、特定農業法人用の規程として作成したもの。
- ② 条項中の〔 〕は、地区の実情に即して任意に定めることができる事項。
- ③ 条項中の【 】は、地区の実情に即して【 】内に掲げる内容を選択して定めることができる事項。

(作成上の留意事項)

農用地利用規程は、地域の農業の振興に必要な取組方向に関する地域合意に基づくものであるから、農用地利用規程の認定要件に適合する範囲内で、それぞれの地区の実情に即したその地域独自のものを作成することが望ましい。

(目的)

第1条 この規程は、〇〇地区の農業の振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進することを目的とする。

(農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項)

第2条 この組合は、地区の農業が抱える〔担い手の高齢化や後継者不足、これに伴う遊休農地の発生や面的な農用地の利用集積の遅れ等の〕課題に対応し、農用地の効率的かつ総合的な利用を図り、生産性の高い農業構造を実現するため、組合員相互の理解と信頼に基づく協力関係を深めつつ、次に定める取組を進めるものとする。

- (1) 土地条件、土壌条件等を考慮し、かつ組合員の自主性を尊重しながら、主要作物の作付地の集団化〔及び栽培管理の改善〕の推進に努めるものとする。
- (2) 地区内の農作業における役割分担について明確化(するとともに、農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、農作業の共同化等を促進)することにより、農作業の効率化に努めるものとする。
- (3) 地域農業の担い手である【認定農業者、特定農業法人、特定農業団体、〇〇】に対する農用地の利用の集積及び農地の集団化を推進するとともに、地区内の農用地の耕作放棄、荒し作りの防止(又は解消)を推進することにより、農用地の利用関係の改善

に努めるものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 自らの地域の現状と将来の見通しを踏まえ、組合内で十分に話し合い、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な基本的な方針を定める。
- ② 組合とは、農用地利用改善事業の実施団体のことである。
- ③ (3)の【 】内に掲げる者は、地域の実情に即して2以上の者を選択して記載することもできる。ただし、特定農業法人と特定農業団体については、同一地区内で両立することはできないので、どちらか一方のみ記載すること。

(実施区域)

第3条 実施区域は、〇〇町〇〇地区の区域とする。

「別添図面参照」

(記載上の留意事項)

地区名では実施区域が不明確な場合、特に地域の実情により隣接した他集落の一部を含む場合などは、区域が明確となる図面を添付することが望ましい。

(作付地の集団化の促進)

第4条 水田については、極力連担して転作田の団地化を促進するものとする。

転作団地においては、〇〇(、〇〇)を中心に極力集団化して作付するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 転作団地には、移動型、固定型、その併用型等地域によっていろいろあるが、より具体的に団地の設定方法についての合意が得られる場合は、それを定めることが望ましい。
- ② 畑作地帯にあっては、定める必要はない。

(作付地の集団化の実行方策)

第5条 前条の具体的実施については、毎年、組合の運営委員会(又は役員会)が予め組合員の作付の意向を取りまとめ、これを検討、調整した上、作付地集団化計画を作成するものとする。

2 組合員は、作付地の集団化に極力協力するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 栽培管理の改善に重点を置いて推進する地区にあっては省略することができる。

- ② 作付地集団化計画は、転作団地及びその他の必要な作物団地につき作成することが
適当である。

(栽培管理の改善の促進)

第6条 [農業生産のコスト削減、農産物の品質向上、減農薬・減化学肥料による安全・
安心な作物の栽培等] による農業経営の改善のため、作物の栽培管理の改善の促進に努
めるものとする。

(栽培管理の改善の実行方策)

第7条 作物の栽培管理に当たっては、組合が定める栽培方針に沿って、的確な栽培管理
に努めるものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 組合が定める栽培方針の代わりに、関係機関の作成した栽培基準を採用することと
しても差し支えない。
- ② もう少し具体的に、例えば次のように記載することも考えられる。

第7条 主要作物(〇〇)及び今後振興を図る必要のある作物(〇〇)の栽培管理
については、品種、作期、施肥、防除、収穫等につき〔組合、農業協同組
合、普及指導センター、〇〇〕が作成する〔栽培基準、栽培指針、栽培指
標、〇〇〕に準拠して、その改善を図るものとする。

2 連作障害回避のため、〔組合、農業協同組合、普及指導センター、〇〇〕
が作成する作付体系に沿った作付に努めるものとする。

(農作業の効率化の推進)

第8条 組合員は、地区における農作業の実施体制の中で、各々の特性や体力に応じて役
割を担い、組合員全員で地域農業に参画するものとする。

- 2 組合員は、過剰投資を避けつつ、農作業の効率化を推進するため、〔農作業の受委託、
農業機械・施設の共同利用、農作業の共同化〕を計画的に進めるものとする。

(記載上の留意事項)

農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、農作業の共同化は、地域の実情に応じ
必要なものを定める。

(農作業の効率化の実行方策)

第9条 農作業の効率化は、次により進めるものとする。

(1) 地区内の農作業における役割分担

ア 【認定農業者、特定農業法人、特定農業団体、〇〇】は、大型機械等による{水稻、□□}に係る基幹的な作業を担い、規模拡大の支障となる日常的な作業{畦畔管理、防除、△△}はその他の組合員が担うものとする。

イ 地区内における〔農道、農業用排水路、◇◇〕の管理作業については、組合員が共同して取り組むものとする。

(記載上の留意事項)

① 特定農業法人又は特定農業団体などが、農用地利用改善団体の構成員の大部分によって構成されているような場合には、次のように規定することが望ましい。

ア 【特定農業法人、特定農業団体、〇〇】の構成員のうち、大型機械等による{水稻、□□}に係る基幹的な作業は【主たる従事者、主たる従事者の候補者】が担い、規模拡大の支障となる日常的な作業{畦畔管理、防除、△△}は【主たる従事者、主たる従事者の候補者】以外の構成員が担うものとする。

イ 地区内における〔農道、農業用排水路、◇◇〕の管理作業については、【特定農業法人、特定農業団体、〇〇】の全構成員が共同して取り組むものとする。

② 役割分担の内容については、個々の組合員の事情を十分斟酌し、組合員が不公平感や過重な負担感を覚えることのないように、組合内で十分に話し合い、地区の実態に即したものとなるように規定すべきである。

③ 役割分担については、担い手以外の組合員の活用を検討し、例えば、地区において新たな作物を導入し、その栽培技術の平準化を図るために技術実証圏を設置している場合、その技術実証圏の管理・運営を、知識と経験の豊富な高齢者が担うといった役割分担も考えられる。

④ 役割分担に関する詳細な事項(作業計画、作業量、作業受託料金等)については、別途定めることが望ましい。

⑤ 地域農業の担い手と位置付けられた者がすべての作業を実施することが、その経営改善に資するとして合意形成された場合には、その旨を記載する。

- ⑥ アの【 】内に掲げる者は、地域の実情に即して2以上の者を選択して記載することもできる。
- ⑦ ア及び①のアの【 】内の特定農業法人と特定農業団体については、同一地区内で両立することはできないので、どちらか一方のみ記載すること。
- ⑧ アの【 】内の「〇〇」は、認定農業者として育成しようとする者、あるいは、特定農業団体となることを目指す農作業受託組織などが考えられる。また、①のア及びイの【 】内の「〇〇」は、特定農業団体となることを目指す農作業受託組織などが考えられる。
- ⑨ ア及びイの【 】内の「□□」には麦、大豆等の作目名、「△△」には機械化の困難な軽作業、「◇◇」には農業関係の共同利用施設等を記載することが考えられる。

(2) 農作業の受委託の推進

ア 【水稻、麦、〇〇】の【耕起、播種、田植、収穫、〇〇】の作業については、〔生産組織、農業協同組合〕への農作業受委託を推進して、効率的な農作業の実施を図るものとする。

イ 農作業の委託を希望する者は組合に申し出て、組合のあっせんにより委託するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 本項に定める農作業の受委託は、効率的な農作業の実施のために農作業を委託する場合に記載する(認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体が経営規模の拡大のため農作業を受託するものについては別条に記載する。)
- ② アに定める農作業の受託者は、地域において望ましいものを定めればよく、必ずしも一つに特定する必要はない。

(3) 農業機械・施設の共同利用の推進

【大豆、麦、飼料作物、〇〇】の【耕起、収穫、乾燥調製、〇〇】の作業については、(生産組織、農業協同組合)の保有する農業機械・施設(トラクター、コンバイン、乾燥調製施設等)の共同利用を推進し、〔生産組織、農業協同組合〕の「機械施設利用規程」の定めるところにより計画的、効率的に利用するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 農業機械の共同利用は、農作業の受委託、共同作業を伴う場合が多いと考えられ、

この場合には、農作業の受委託、農作業の共同化とあわせて定めてよい。

- ② 農業機械・施設の共同利用の中心となる組織は、地域において望ましいものを定めればよく、必ずしも一つに特定する必要はない。

(4) 農作業の共同化の推進

ア 【水稲、〇〇】の【育苗、防除、〇〇】の作業については、(生産組織、農業協同組合)を中心に共同作業を行って効率的な農作業の実施を図るものとする。

イ 共同作業については(生産組織、農業協同組合)の指示に協力するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 農作業の共同化は必ずしも全戸出役による共同作業ばかりでなく、専門的な農家集団が機械による組作業を行う場合も含まれる。
- ② 共同作業の中心となる組織は、地域において望ましいものを定めればよく、必ずしも一つに特定する必要はない。

(農用地の利用関係の改善)

第10条 地区内においては、農用地の耕作放棄、荒し作りの現況及び地区内の農用地につき所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の意向等からみて、遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地の増加が懸念されることを踏まえ、次条に定める特定農業法人が、地区内の農用地について有効利用を図るため、第12条に定める目標に向けて農用地の利用集積を行うものとする。

- 2 地区内の農用地につき所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、労働力不足等により、自ら耕作を行うことが困難な場合には、当該農用地の利用権の設定等又は農作業の委託について組合に申し出るものとする。
- 3 組合は、地区内において、農用地の耕作を放棄している者や荒し作りをしている者等に対し、特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託をするよう勧奨することができる。
- 4 第2項の申出を受けた組合は、当該農用地の有効利用と適切な管理を図るため、特定農業法人を利用権の設定等の受け手とする農用地利用集積計画を定めるべきことを市町村に申し出るものとする。ただし、特定農業法人が農作業を受託することが当該農用地の有効利用と適切な管理につながると認められる場合には、農作業の委託を受けるよう特定農業法人にあっせんするものとする。
- 5 前項の組合の申出によって市町村が農用地利用集積計画を定める場合には、第2項の

申出者及び特定農業法人は、当該農用地利用集積計画に同意するものとする。また、特定農業法人は、組合から農作業の委託を受けるようあつせんがあつた場合には、これに応じるものとする。

6 第2項の申出は、特定農業法人の農作業の支障とならないよう、適切な時期までに行うものとする。

(記載上の留意事項)

本規程で特定農業法人を位置付け、特定農業法人に農用地の利用集積を行っていく旨を規定する。これにより、農用地利用改善団体と特定農業法人の間に一種の契約が成立することとなることに留意する必要がある。

(特定農業法人の名称及び住所)

第11条 本規程に定める特定農業法人は、次のとおりとする。

(1) 名称 ○○生産組合(代表者○○○○○)

(2) 住所 ○○郡○○市○○番地

(記載上の留意事項)

特定農用地利用規程には、複数の特定農業法人を定めることはできないことに留意する。

(利用集積の目標面積)

第12条 特定農業法人への農用地の利用集積の目標(総集積目標面積)と利用権の設定等又は農作業の受託をすることとする農用地の面積(集積目標面積)は、それぞれ次の(1)と(3)のとおりとし、特定農業法人の現在の集積面積は、次の(2)のとおりである。

	(内訳)	経営面積	作業受託面積
(1)総集積目標面積	○○ha	○○ha	○○ha
(2)現況集積面積	○○ha	○○ha	○○ha
(3)集積目標面積((1)-(2))	○○ha	○○ha	○○ha

(記載上の留意事項)

① 利用集積の目標面積は、5年後とすること。

② 作業受託面積は、その作業を

ア 稲については耕起、代かき、田植、収穫、

イ 麦及び大豆については耕起・整地、播種、収穫、

ウ その他の作物にあつてはア及びイに準ずる農作業

とし、一つの農地で2つ以上の作業が行われている場合でも、一つの農用地面積をカウントすることに留意すること。

- ③ 特定農業法人の現況集積面積は、地区内の農用地に係るもののみを記載すること。
- ④ 特定農業法人が、農地中間管理機構の出資育成事業を活用し、同機構から出資を受けようとする場合には、次の事項を記載する必要がある。

第〇条 特定農業法人は、自己資本の充実を図るため、（農地中間管理機構の名称を記載）が行う出資育成事業を活用し、当該法人から現物出資として農地〇〇haを受けるものとする。

- ⑤ 総集積目標面積は、地区内の農用地の過半以上となっていることに留意する。

（用排水管理等）

第13条 水田の用排水管理は、【土地改良区、配水総代、農事実行組合長、〇〇】が定める水利用計画に従い計画的に行うものとする。

2 農道・用排水路の維持管理は関係機関と協議の上、相協力して実施するものとする。

（記載上の留意事項）

- ① 水田がごくわずかである等必要がない地区は定めなくてよい。
- ② 畑地帯等であっても、畑地かんがい等計画的な水利用の必要があるところは、実情に応じて定めることが望ましい。

（地力の増進と堆きゅう肥・副産物の有効利用）

第14条 地力の増進と堆きゅう肥・副産物の有効利用を図るため、雄きゅう肥の施用に努めるとともに、稲・麦ワラ、野菜残さ等は家畜飼料、堆肥材料等として、その有効利用を図るものとする。

2 堆きゅう肥、稲・麦ワラが必要な農家又は家畜の糞尿処理を必要とする農家若しくは稲・麦ワラ等の余剰のある農家は組合に申し出るものとし、組合は（農業協同組合等の堆肥銀行の協力を得て）交換等のあっせんに努めるものとする。

（記載上の留意事項）

費用又は労力の確保等の観点から、こうした取組の実行が困難な組合にあっては、定めなくてもよい。

(生活環境の改善等)

第15条 住みよい村づくりのため、地区の生活環境の改善に努めるものとする。

2 女性の労働負担の軽減を図るとともに、男女共同参画の促進のため、女性のグループ活動の推進に努めるものとする。

3 実施区域内の農用地の整備等を図るため、基盤整備事業等の推進に努めるものとする。

(記載上の留意事項)

第3項は、実施区域のほ場等が未整備又は補修・改良等が必要であって基盤整備等を行う予定がある場合に規定する。

(細則)

第16条 この規定を実施するために必要な細則は、組合が別に定める。

(附則)

この規程は、市町村の認定があった日から施行する。

〇〇地区特定農用地利用規程(特定農業団体用)

* 本文の注意事項

- ① この特定農用地利用規程は、特定農業団体用の規程として作成したもの。
- ② 条項中の〔 〕は、地区の実情に即して任意に定めることができる事項。
- ③ 条項中の【 】は、地区の実情に即して【 】内に掲げる内容を選択して定めることができる事項。

(作成上の留意事項)

農用地利用規程は、地域の農業の振興に必要な取組方向に関する地域合意に基づくものであるから、農用地利用規程の認定要件に適合する範囲内で、それぞれの地区の実情に即したその地域独自のものを作成することが望ましい。

(目的)

第1条 この規程は、〇〇地区の農業の振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進することを目的とする。

(農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項)

第2条 この組合は、地区の農業が抱える〔担い手の高齢化や後継者不足、これに伴う遊休農地の発生や面的な農用地の利用集積の遅れ等の〕課題に対応し、農用地の効率的かつ総合的な利用を図り、生産性の高い農業構造を実現するため、組合員相互の理解と信頼に基づく協力関係を深めつつ、次に定める取組を進めるものとする。

- (1) 土地条件、土壌条件等を考慮し、かつ組合員の自主性を尊重しながら、主要作物の作付地の集団化〔及び栽培管理の改善〕の推進に努めるものとする。
- (2) 地区内の農作業における役割分担について明確化(するとともに、農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、農作業の共同化等を促進)することにより、農作業の効率化に努めるものとする。
- (3) 地域農業の担い手である【認定農業者、特定農業法人、特定農業団体、〇〇】に対する農用地の利用の集積及び農地の集団化を推進するとともに、地区内の農用地の耕作放棄、荒し作りの防止(又は解消)を推進することにより、農用地の利用関係の改善に努め

るものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 自らの地域の現状と将来の見通しを踏まえ、組合内で十分に話し合い、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な基本的な方針を定める。
- ② 組合とは、農用地利用改善事業の実施団体のことである。
- ③ (3)の【 】内に掲げる者は、地域の実情に即して2以上の者を選択して記載することもできる。ただし、特定農業法人と特定農業団体については、同一地区内で両立することはできないので、どちらか一方のみ記載すること。

(実施区域)

第3条 実施区域は、〇〇町〇〇地区の区域とする。

「別添図面参照」

(記載上の留意事項)

地区名では実施区域が不明確な場合、特に地域の実情により隣接した他集落の一部を含む場合などは、区域が明確となる図面を添付することが望ましい。

(作付地の集団化の促進)

第4条 水田については、極力連担して転作田の団地化を促進するものとする。

転作団地においては、〇〇(、〇〇)を中心に極力集団化して作付するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 転作団地には、移動型、固定型、その併用型等地域によっていろいろあるが、より具体的に団地の設定方法についての合意が得られる場合は、それを定めることが望ましい。
- ② 畑作地帯にあっては、定める必要はない。

(作付地の集団化の実行方策)

第5条 前条の具体的実施については、毎年、組合の運営委員会(又は役員会)が予め組合員の作付の意向を取りまとめ、これを検討、調整した上、作付地集団化計画を作成するものとする。

2 組合員は、作付地の集団化に極力協力するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 栽培管理の改善に重点を置いて推進する地区にあつては省略することができる。
- ② 作付地集団化計画は、転作団地及びその他の必要な作物団地につき作成することが適当である。

(栽培管理の改善の促進)

第6条 [農業生産のコスト削減、農産物の品質向上、減農薬・減化学肥料による安全・安心な作物の栽培等] による農業経営の改善のため、作物の栽培管理の改善の促進に努めるものとする。

(栽培管理の改善の実行方策)

第7条 作物の栽培管理に当たっては、組合が定める栽培方針に沿って、的確な栽培管理に努めるものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 組合が定める栽培方針の代わりに、関係機関の作成した栽培基準を採用することとしても差し支えない。
- ② もう少し具体的に、例えば次のように記載することも考えられる。

第7条 主要作物(〇〇)及び今後振興を図る必要のある作物(〇〇)の栽培管理については、品種、作期、施肥、防除、収穫等につき〔組合、農業協同組合、普及指導センター、〇〇〕が作成する〔栽培基準、栽培指針、栽培指標、〇〇〕に準拠して、その改善を図るものとする。

2 連作障害回避のため、〔組合、農業協同組合、普及指導センター、〇〇〕が作成する作付体系に沿った作付に努めるものとする。

(農作業の効率化の推進)

第8条 組合員は、地区における農作業の実施体制の中で、各々の特性や体力に応じて、必要な役割を担い、組合員全員で地域農業に参画するものとする。

2 組合員は、過剰投資を避けつつ、農作業の効率化を推進するため、〔農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、農作業の共同化〕を計画的に進めるものとする。

(記載上の留意事項)

農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、農作業の共同化は、地域の実情に応じ必要なものを定める。

(農作業の効率化の実行方策)

第9条 農作業の効率化は、次により進めるものとする。

(1) 地区内の農作業における役割分担

ア 【認定農業者、特定農業法人、特定農業団体、〇〇】は、大型機械等による{水稲、□□}に係る基幹的な作業を担い、規模拡大の支障となる日常的な作業{畦畔管理、防除、△△}はその他の組合員が担うものとする。

イ 地区内における〔農道、農業用排水路、◇◇〕の管理作業については、組合員が共同して取り組むものとする。

(記載上の留意事項)

① 特定農業法人又は特定農業団体などが、農用地利用改善団体の構成員の大部分によって構成されているような場合には、次のように規定することが望ましい。

ア 【特定農業法人、特定農業団体、〇〇】の構成員のうち、大型機械等による{水稲、□□}に係る基幹的な作業は【主たる従事者、主たる従事者の候補者】が担い、規模拡大の支障となる日常的な作業{畦畔管理、防除、△△}は【主たる従事者、主たる従事者の候補者】以外の構成員が担うものとする。

イ 地区内における〔農道、農業用排水路、◇◇〕の管理作業については、【特定農業法人、特定農業団体、〇〇】の全構成員が共同して取り組むものとする。

② 役割分担の内容については、個々の組合員の事情を十分斟酌し、組合員が不公平感や過重な負担感を覚えることのないように、組合内で十分に話し合い、地区の実態に即したものとなるように規定すべきである。

③ 役割分担については、担い手以外の組合員の活用を検討し、例えば、地区において新たな作物を導入し、その栽培技術の平準化を図るために技術実証圏を設置している場合、その技術実証圏の管理・運営を、知識と経験の豊富な高齢者が担うといった役割分担も考えられる。

④ 役割分担に関する詳細な事項(作業計画、作業量、作業受託料金等)については、別途定めることが望ましい。

⑤ 地域農業の担い手と位置付けられた者がすべての作業を実施することが、その経営改善に資するとして合意形成された場合には、その旨を記載する。

- ⑥ アの【 】内に掲げる者は、地域の実情に即して2以上の者を選択して記載することもできる。
- ⑦ ア及び①のアの【 】内の特定農業法人と特定農業団体については、同一地区内で両立することはできないので、どちらか一方のみ記載すること。
- ⑧ アの【 】内の「〇〇」は、認定農業者として育成しようとする者、あるいは、特定農業団体となることを目指す農作業受託組織などが考えられる。また、①のア及びイの【 】内の「〇〇」は、特定農業団体となることを目指す農作業受託組織などが考えられる。
- ⑨ ア及びイの【 】内の「□□」には麦、大豆等の作目名、「△△」には機械化の困難な軽作業、「◇◇」には農業関係の共同利用施設等を記載することが考えられる。

(2) 農作業の受委託の推進

ア 【水稻、麦、〇〇】の【耕起、播種、田植、収穫、〇〇】の作業については、〔生産組織、農業協同組合〕への農作業受委託を推進して、効率的な農作業の実施を図るものとする。

イ 農作業の委託を希望する者は組合に申し出て、組合のあっせんにより委託するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 本項に定める農作業の受委託は、効率的な農作業の実施のために農作業を委託する場合に記載する(認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体が経営規模の拡大のため農作業を受託するものについては別条に記載する。)
- ② アに定める農作業の受託者は、地域において望ましいものを定めればよく、必ずしも一つに特定する必要はない。

(3) 農業機械・施設の共同利用の推進

【大豆、麦、飼料作物、〇〇】の【耕起、収穫、乾燥調製、〇〇】の作業については、(生産組織、農業協同組合)の保有する農業機械・施設(トラクター、コンバイン、乾調製施設等)の共同利用を推進し、〔生産組織、農業協同組合〕の「機械施設利用規程」の定めるところにより計画的、効率的に利用するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 農業機械の共同利用は、農作業の受委託、共同作業を伴う場合が多いと考えられ、

この場合には、農作業の受委託、農作業の共同化とあわせて定めてよい。

- ② 農業機械・施設の共同利用の中心となる組織は、地域において望ましいものを定めればよく、必ずしも一つに特定する必要はない。

(4) 農作業の共同化の推進

ア 【水稻、〇〇】の【育苗、防除、〇〇】の作業については、(生産組織、農業協同組合)を中心に共同作業を行って効率的な農作業の実施を図るものとする。

イ 共同作業については(生産組織、農業協同組合)の指示に協力するものとする。

(記載上の留意事項)

- ① 農作業の共同化は必ずしも全戸出役による共同作業ばかりでなく、専門的な農家集団が機械による組作業を行う場合も含まれる。
- ② 共同作業の中心となる組織は、地域において望ましいものを定めればよく、必ずしも一つに特定する必要はない。

(農用地の利用関係の改善)

第10条 地区内においては、農用地の耕作放棄、荒し作りの現況及び地区内の農用地につき所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の意向等からみて、遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地の増加が懸念されることを踏まえ、次条に定める特定農業団体が、地区内の農用地について有効利用を図るため、第12条に定める目標に向けて農作業の委託を受けるものとする。

2 地区内の農用地につき所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、労働力不足等により、自ら全ての農作業を行うことが困難な場合には、当該農用地の農作業の委託について組合に申し出るものとする。

3 組合は、地区内において、農用地の耕作を放棄している者や荒し作りをしている者等に対し、特定農業団体に農作業の委託をするよう勧奨することができる。

4 第2項の申出を受けた組合は、当該農用地の有効利用と適切な管理を図るため、農作業の委託を受けるよう特定農業団体にあっせんするものとする。

5 前項のあっせんがあった場合には、特定農業団体は、これに応じるものとする。

6 第2項の申出は、特定農業団体の農作業の支障とならないよう、適切な時期までに行うものとする。

(記載上の留意事項)

本規程で特定農業団体を位置付け、特定農業団体に対し農作業の委託を行っていく旨を規定する。これにより、農用地利用改善団体と特定農業団体の間に一種の契約が成立することとなることに留意する必要がある。

(特定農業団体の名称及び住所)

第11条 本規程に定める特定農業団体は、次のとおりとする。

(1) 名称 ○○生産組合(代表者○○○○○)

(2) 住所 ○○郡○○市○○番地

(記載上の留意事項)

特定農用地利用規程には、複数の特定農業団体を定めることはできないことに留意する。

(利用集積の目標面積)

第12条 特定農業団体への農作業受託の目標(総集積目標面積)と農作業を受託する農用地の面積(集積目標面積)は、それぞれ次の(1)と(3)のとおりとし、特定農業団体の現在の集積面積は、次のとおりである。

作業受託面積

(1) 総集積目標面積 ○○ha

(2) 現況集積面積 ○○ha

(3) 集積目標面積((1)-(2)) ○○ha

(記載上の留意事項)

① 利用集積の目標面積は、5年後とすること。

② 作業受託面積は、その作業を

ア 稲については緋起、代かき、田植、収穫、

イ 麦及び大豆については耕起・整地、播種、収穫、

ウ その他の作物にあつてはア及びイに準ずる農作業

とし、一つの農地で2つ以上の作業が行われている場合でも、一つの農地面積をカウントすることに留意すること。

③ 特定農業団体の現況集積面積は、地区内の農用地に係るもののみを記載すること。

④ 総集積目標面積は、地区内の農用地の3分の2以上となっていることに留意する。

(用排水管理等)

第13条 水田の用排水管理は、【土地改良区、配水総代、農事実行組合長、〇〇】が定める水利用計画に従い計画的に行うものとする。

2 農道・用排水路の維持管理は関係機関と協議の上、相協力して実施するものとする。

(記載上の留意事項)

① 水田がごくわずかである等必要がない地区は定めなくてよい。

② 畑地帯等であっても、畑地かんがい等計画的な水利用の必要があるところは、実情に応じて定めることが望ましい。

(地力の増進と堆きゅう肥・副産物の有効利用)

第14条 地力の増進と堆きゅう肥・副産物の有効利用を図るため、雄きゅう肥の施用に努めるとともに、稲・麦ワラ、野菜残さ等は家畜飼料、堆肥材料等として、その有効利用を図るものとする。

2 堆きゅう肥、稲・麦ワラが必要な農家又は家畜の糞尿処理を必要とする農家若しくは稲・麦ワラ等の余剰のある農家は組合に申し出るものとし、組合は(農業協同組合等の堆肥銀行の協力を得て)交換等のあっせんに努めるものとする。

(記載上の留意事項)

費用又は労力の確保等の観点から、こうした取組の実行が困難な組合にあっては、定めなくてもよい。

(生活環境の改善等)

第15条 住みよい村づくりのため、地区の生活環境の改善に努めるものとする。

2 女性の労働負担の軽減を図るとともに、男女共同参画の促進のため、女性のグループ活動の推進に努めるものとする。

3 実施区域内の農用地の整備等を図るため、基盤整備事業等の推進に努めるものとする。

(記載上の留意事項)

第3項は、実施区域のほ場等が未整備又は補修・改良等が必要であって基盤整備等を行う予定がある場合に規定する。

(細則)

第16条 この規定を実施するために必要な細則は、組合が別に定める。

(附則)

この規程は、市町村の認定があった日から施行する。

参考4

構成員の一覧表

組織名	○○○○○○○組合		代表者名	○ ○ ○ ○	
No.	対象要件区分	対象生産者コード	住 所 電 話 番 号	氏 名	備考
1	A-3	○○○○○○○○○○	○○県△△市×××××× ○○○-△△△-××××	○ ○ ○ ○	
2	A-3	○○○○○○○○○○	○○県△△市×××××× ○○○-△△△-××××	○ ○ ○ ○	
3	A-3	○○○○○○○○○○	○○県△△市×××××× ○○○-△△△-××××	○ ○ ○ ○	
4	それ以外の対象生産者	○○○○○○○○○○	○○県△△市×××××× ○○○-△△△-××××	○ ○ ○ ○	
5	それ以外の対象生産者	○○○○○○○○○○	○○県△△市×××××× ○○○-△△△-××××	○ ○ ○ ○	

注1) A-1の特定農業団体及び特定農業団体と同様の要件を満たす組織については、組織名・代表者名・住所電話番号及び氏名を記載すること
 注2) A-2の協業組織については、組織名・代表者名・住所電話番号及び氏名を記載すること
 注3) A-3の共同利用組織については、組織名・代表者名・対象生産者コード・対象要件区分・住所電話番号及び氏名を記載すること
 注4) A-3の共同利用組織の場合であって、対象要件区分に当該要件以外の者が含まれているときには、その者の対象要件区分欄には「それ以外の対象生産者」と記載すること
 注5) 対象生産者コードが付与されていない場合は対象生産者コード欄の記載不要

対象甘味資源作物生産者要件審査申請及び
甘味資源作物交付金の交付申請に係る委任状

必須項目

令和〇〇年〇月〇日

必須項目

甲：委任者名（生産者名） 農畜産営農生産組合 組合長 農畜 太郎
住 所 〇〇県△△市□□1-2-3

乙：被委任者名 〇〇農業協同組合 代表理事組合長 伊仙 一郎
住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇111-1

必須項目

甲は、乙を代理人と定め、令和〇〇年産対象甘味資源作物生産者要件審査申請書兼補正届出書の提出以降に発生する審査結果通知の受領、甘味資源作物交付金の交付申請及び受領に関する権限を委任します。

甘味資源作物交付金の交付申請に係る委任状

必須項目

令和〇〇年〇月〇日

必須項目

甲：委任者名（生産者名） 農畜産営農生産組合 組合長 農畜 太郎
住 所 〇〇県△△市□□1－2－3

乙：被委任者名 〇〇農業協同組合 代表理事組合長 伊仙 一郎
住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇111－1

必須項目

甲は、乙を代理人と定め、令和〇〇年産対象甘味資源作物生産者要件審査申請書兼補正届出書の提出以降に発生する甘味資源作物交付金の交付申請及び受領に関する権限を委任します。

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

【点検の方法】

- ① 毎年、各項目について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の趣旨を理解し、過去一年間の実行状況を点検します。
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います（例えば、作目ごとに点検する必要はありません）。
- ③ 点検は、農業者自らが行き、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。
- ④ 該当がない項目又は実行できなかった項目がある場合には、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、当該項目に係る改善の予定などを記入します。
- ⑤ 作成した点検シート及び7の項目において保存することとした記録は、次回の点検まで保存します。

<p>1 土づくりの励行 たい肥等の有機物の施用等による土づくりを励行する。</p>	<p>チェック欄</p> <input type="checkbox"/>
<p>2 適切で効果的・効率的な施肥 作物特性や都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>3 効果的・効率的で適正な防除 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行う。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>4 廃棄物の抑制と適正な処理・利用 作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物について、その削減に努めるとともに関係法令に基づき適正な処理を行う。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努める。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>5 エネルギーの節減 省エネルギーを意識し、施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努める。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>6 新たな知見・情報の収集 作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努める。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>7 生産に係る情報の保存 肥料、農薬等の資材を適正に保管するとともに、生産活動の内容が確認できるよう、それらの使用状況及び施設・機械等の電気・燃料の使用状況に係る記録を保存する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>8 安全な農作業の実施 農機・車両の適切な整備・管理を行うとともに、安全な農作業の実施に努める。</p>	<input type="checkbox"/>

【該当がない項目、実行できなかった項目がある場合等においてその理由、当該項目に係る改善の予定等（記入欄）】

点検日 年 月 日
 住 所
 点検者氏名
 （法人等にあつては、名称及び代表者の氏名）

必須項目

・本点検シートに係る個人情報の取扱いについて

独立行政法人農畜産業振興機構は、本点検シートの記載内容に含まれる個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、甘味資源作物交付金及びでん粉原料用いも交付金に係る交付事務のために利用する。また、申請者の関係する市町村、農業委員会及び農業協同組合へ申請内容を確認するために提供する場合がある。なお、本点検シートを提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。